

V・ファーレン長崎 Revive Team 規約

第1条 目的

本規約は、株式会社 V・ファーレン長崎（以下「当社」といいます。）と、当社が公認する応援団体「V・ファーレン長崎 Revive Team（以下、VRT といいます。）」との間の権利義務関係等を定めるものです。

第2条 定義

1. 「V・ファーレン長崎 Revive Team（以下、「VRT」といいます。）」
当社が公認する応援団体のことをいいます。
2. 「VRT メンバー」
VRT の構成員のことをいいます。
 - ・VRT メンバーは団体の「代表者」と「メンバー」より構成され、スタジアムシティ会員登録が必要です。ただし、同一世帯に代表者・メンバーの方が 1 名いれば、スタジアムシティ ID をお持ちでなくても「メンバー」になることができます。
 - ・VRT メンバーの登録時に、①既存団体への加入、②新規団体の設立（VRT メンバー 5 名以上で設立可能）、③団体に属せず無所属での登録のいずれかを選択できます。
 - ・1 名から登録ができます。ただし、1 名で登録される場合には、15 歳以上の方で親権者の同意が必要です。
 - ・既存の VRT の団体は、団体に加入したいという個人がいる場合、誠実に対応し加入を認めるかどうか判断する責任があります。
3. 「スタジアムシティ会員」
株式会社リージョナルクリエーション長崎が運営・管理するメンバーシップのことをいいます。
4. 「V・ファーレン長崎 Revive Team 事務局（以下、「事務局」といいます。）」
VRT を管理・運営する事務局のことをいいます。
5. 「年度」
2025 年シーズンまでは、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間を年度とします。ただし、明治安田百年構想リーグにおいては、2026 年 2 月 1 日から同年 2026 年 7 月 31 日までを年度とし、それ以降は毎年 8 月 1 日から 7 月 31 日までを年度とします。

第3条 適用範囲

本規約は、VRT 及び VRT メンバーの一切に適用されるものとします。

第4条 登録及び認定

1. VRT の登録方法は、当社指定の WEB 申込み並びに当社が指定する方法にて行います。
2. VRT メンバー資格の有効期間は、第 2 条第 5 項に定める年度（1 月 1 日から 12 月 31 日）とします。

ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、メンバーから当社所定の方法により退会の申し出がない場合、会員資格はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。なお、当社は、会員資格の有効期間満了前までに、メンバーに対し、次年度の更新条件および自動更新の有無について、電子メール等の方法により通知するものとします。

3. VRT メンバーの認定方法は、当社指定のお申込みフォームに記入し、クラブが登録を承認した場合、登録完了メールをお送りし、登録コードを発行する方法にて行います。
4. VRT メンバー認定後に、過去、第9条に定める資格を取り消されていたことが判明した場合は認定を取り消します。
5. 登録方法の如何に関わらず、VRT メンバーは、本規約に同意したものとみなします。
6. 反社会的勢力の方は登録できません。仮に登録後、反社会的勢力と判明した場合は、VRT メンバー資格を取り消します。
7. VRT メンバーは、VRT メンバーとしての地位を、いかなる第三者に対しても譲渡、使用許諾、又は担保に供する等の行為はできません。
8. VRT メンバー資格の有効期限は、VRT の登録期間に準じます。

第5条 登録料

1. VRT の登録及びVRT メンバー資格の保有にかかる費用は、別途定めます。
2. 前条第2項に基づき会員資格が更新された場合、メンバーは、更新後の年度にかかる登録料を、当社が指定する期日および方法（クレジットカード決済等）により支払うものとします。当社は、メンバーが登録した決済情報をを利用して、当該登録料を自動的に決済することができるものとします。

第6条 登録情報の変更

1. VRT メンバーは、当社への届出の内容に変更があった場合、その内容を当社へ届け出ることとします。
2. VRT 登録申込時の届出内容及び前項の変更届出に関する責任は全て VRT メンバー自身が負うものとし、それらが原因となり発生する情報等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切責任を負わないものとします。

第7条 特典

1. VRT への登録にあたり当社より特典（物品・権利）を貸与・提供することがあります。
2. 当社より VRT メンバーに提供する特典の内容に関しては、当社が別途定めることとします。
3. 前項の特典の内容として、応援道具や横断幕等を保管するスペースを提供する場合、10人以上の団体の場合に限ります。ただし、応募者多数の場合には抽選・先着順など当社が定める方法で特典の付与対象を決めます。また、付与期間を別途定めます。
4. VRT メンバーに付与されるあらゆる特典は、VRT メンバーの一身専属のものとし、相続されないものとします。
5. 当社から送付する電子メール、郵送物等が VRT メンバーに到達しない場合、当社は、特典に関する要望は受け付けないものとします。
6. VRT メンバーは特典を他の VRT メンバーを含むいかなる第三者に対しても譲渡、使用許諾、又は担保

に供する等の行為をしてはなりません。

第8条 当社と VRT メンバーの責任

1. VRT メンバーは、当社に対して迷惑又は損害を与えてはならず、以下の内容の責任を負います。
 - (1) VRT メンバーが他の VRT メンバーを含む第三者に対して迷惑又は損害を与えた場合、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。
 - (2) VRT メンバーは、他の VRT メンバーを含む第三者の行為に対する要望、疑問若しくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用でこれ解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。
 - (3) VRT メンバーと他の VRT メンバーを含む第三者との間で問題が生じている場合、当社の判断で介入する場合があります。この場合、当社が出した結論に VRT メンバーは異議を申し立ててはならず、本規約で定める資格の取り消し等の処分になった場合であっても、その結論に従わなければなりません。
2. 当社は、VRT の活動により発生した VRT メンバーの損害一切に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

第9条 資格取り消し

VRT メンバーが以下に該当した場合、即時資格を取り消します。資格の有効期間中に得た特典が将来における試合観戦等の権利である場合にはその行使を認めず、それに係わる費用等の払い戻し、登録料の返還などの一切の金銭の交付は行わず、またサービスの提供をいたしません。加えて、VRT メンバー資格の取消を受けた場合には、以後の申し込み登録を認めません。資格が取り消された VRT メンバーに対する当社からの貸与物がある場合、当該メンバーは速やかに貸与物を当社に返還しなければなりません。

- (1) 反社会的勢力であることと当社が判断した場合
- (2) 第 10 条で規定されている禁止事項を犯した場合
- (3) 過去、会員資格の取消を受けていた場合
- (4) 本規約又はその手続きへの違反、虚偽の通知若しくはその他当社との信頼関係を著しく損なう行為等を行った場合
- (5) その他当社において VRT メンバーとして不適切と認めた場合

第10条 禁止事項

VRT メンバーは、次の行為を行ってはなりません。なお、以下の行為に該当するかは当社が判断します。

- (1) VRT 登録を行うことにより提供をうける特典等を利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為
- (2) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (3) 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (4) 第三者若しくは他の VRT メンバーになりすまして登録したり利用したりする行為
- (5) 当社又は VRT メンバーに関して、公表された当事者が不快と考える内容を SNS 等を通じて発信する行為
- (6) 当社又は第三者を誹謗中傷する行為および当社又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがあ

る行為

- (7) VRT メンバー間、VRT メンバーと第三者間での喧嘩等の紛争行為
- (8) 当社の運営を妨げるような行為
- (9) 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に反する行為若しくはそのおそれがある行為
- (10) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第11条 免責事項

次の各号に規定する事情で当社及び事務局の業務が停止したときには、当社及び事務局はその責を負わないものとします。

- (1) 天災等の不可抗力の場合
- (2) 通信事業者、電気供給事業者その他当社及び事務局の委託先の責に帰すべき事由がある場合
- (3) ソフトウェア・ハードウェア等の不具合等事務局や当社が直接外部から認識しえない事情がある場合
- (4) システムの整備点検の場合
- (5) その他やむを得ない事情がある場合

第12条 VRT の終了

1. 当社は任意に VRT を終了することができるものとします。当社は、VRT の終了にあたり、代替措置、代替特典その他の提供義務、入会代金その他の払い戻し義務、補償義務等を負うものではありません。
2. VRT を終了する場合、その 3 カ月より前に、VRT 代表者に告知致します。
3. 第 1 項の場合、VRT の登録により VRT メンバー又は第三者が被った損害等に関し、当社は一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第13条 本規約及び特典等の変更

1. 当社は、本規約の内容を、VRT メンバーの了承を得ることなく隨時変更することができ、VRT メンバーは予めこれを承諾するものとします。
2. 本規約の内容、並びにそれらの変更、改廃等に関する通知、その他当社が必要と認める事項に関する通知は、当社が別途定める場合を除き、当社のオフィシャルサイトでの掲載等よりこれを行うものとし、当社のオフィシャルサイト等に表示した時点から、その効力が生じるものとします。

第14条 会員情報の利用目的及び業務の委託

当社は、別途「個人情報への取り組み (<https://corporate.japanet.co.jp/privacy/>)」で定める条項に従い、VRT メンバーの個人情報を利用できるものとします。また当社は、VRT に関する業務の一部を委託し、業務委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供することができます。

第15条 準拠法

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第16条 専属的合意管轄裁判所

当社及びVRT メンバーは、当社とVRT メンバーとの間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条 施行

本規約は、制定日から施行します。

第18条 お問い合わせ先

V・ファーレン長崎 Revive Team 事務局

電話番号: 0957-43-2095

問い合わせフォーム: <https://www.v-varen.com/contact>

制定日：2024年12月11日

改定日：2025年12月22日

- ・百年構想リーグの導入のため第2条第5項を変更
- ・自動更新の導入のため第4条第2項を変更、第5条第2項を新設